

平成23年 第5回(11月)

篠栗町議会臨時会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

平成23年 第5回(11月)

篠栗町議会臨時会

会期及び議事日程

平成23年第5回 篠栗町議会臨時会 会期日程表

開 会 11月28日(月曜日)

会 期 1日間

閉 会 11月28日(月曜日)

月	日	曜	区 分	開議時刻	件 名
11	28	月	本会議	10時	開 会 <ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明) ・議案の委員会付託
			委員会		・付託案件審査
			本会議		・付託案件委員長報告 <ul style="list-style-type: none"> ・採決 閉 会

平成23年第5回 篠栗町議会臨時会 議事日程 第1号

平成23年11月28日(月) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 12番 , 1番
- 第2, 会期の決定
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)
- 第4, 議案の委員会付託
- 第5, 議案第 48 号 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について
- 第6, 議案第 49 号 篠栗町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第 50 号 平成23年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
48	篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
49	篠栗町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
50	平成23年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について	予算審査 特別委員会

平成23年 第5回 臨時会 会議録

招集日時 平成23年11月28日 午前10時

招集場所 篠栗町役場 議事堂

招集日の出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長 谷武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	藤 和 義
教 育 長	郡 嶋 正 弘	総務課長補佐	大塚 哲雄
財 政 課 長	中 山 博 之	会 計 課 長	村瀬 治邦
まちづくり課長	城 戸 安 行	税 務 課 長	芳野 忠
住 民 課 長	藤 佳 光	国保健康課長	石内 清之
福祉環境課長	小 南 満 代	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園 長	鮎 川 高 敏	産業観光課長	三 明 祐 治
建 設 課 長	藤 博 文	上下水道課長	安河内 正邦
学校教育課長	松 田 秀 幹	社会教育課長	岡 節 子

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	主 事	高 濱 守 央
-----	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、全員出席で、開議は成立いたします。

なお、執行部では、城戸総務課長が忌引のため欠席いたしておりますが、大塚課長補佐が代理にて出席しております。

ただいまから、平成23年第5回篠栗町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、12番 荒牧泰範議員、1番 村瀬敬太郎議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日11月28日の1日間とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認め、本日1日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本臨時会に提出されております議案は、お手元に配付のとおり、議案第48号から議案第50号の3議案でございます。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） おはようございます。

本日、第5回の臨時会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

本臨時会に提案しております議案は、第48号から第50号までの3議案であります。

それでは、ただいまから議案の説明をいたします。議案第48号は、篠栗町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、人事院の給与改定に関する勧告により、篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を行うものであります。

改正の主な内容は、一般職においては、若年層部分を除いて給料月額を平均0.

2%引き下げる給料表の改定、現給保障額の減額については、現行から0.49%引き下げを行うもので、本年4月から11月までの民間との較差相当分を本年12月の期末手当で減額調整するというものであります。

議案第49号は、篠栗町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、先程説明いたしました篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を行うことから、本条例におきましても所要の規定を整備する必要があるため、一部改正を行うものであります。

議案第50号は、平成23年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)についてであります。

歳入歳出それぞれ総額934万5000円を追加するものであります。

歳入につきましては、地方交付税を74万5000円、衛生債を860万円追加計上しております。

歳出につきましては、衛生費の総合保健福祉センター施設整備事業費を934万5000円追加計上しております。これは、オアシス篠栗のバイオマスボイラーの追加工事分であります。

以上が、本臨時会に提案いたしました3議案の提案理由であります。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（今泉正敏君） 日程第4、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第48号から議案第50号の3議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本日上程されました議案の委員会付託については、お手元に配付の議案付託表のとおり、議案第48号及び議案第49号の2議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、議案第50号の補正予算については、議長を除く11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり付託することに決定いたしました。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については、議長の方で指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認め、議長の方で指名をいたします。

委員長に7番 阿部寛治議員、副委員長に8番 松田國守議員を指名いたします。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認め、よって、そのように決定いたしました。

最後に、報告1件については、予算審査終了後に全員で報告を受けたいと思います。

それでは、本会議を暫時休止します。補正予算を先に審査いたしますので、直ちに全協室にお集まりください。

休止.....午前10時05分

再開.....午前11時05分

○議長（今泉正敏君） それでは本会議を再開いたします。

日程に従い、採決を行います。

日程第5、議案第48号

篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、総務建設委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設常任委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第48号

篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本議案は、人事院の給与改定に関する勧告により、篠栗町一般職の職員の給与に関する条例及び篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正を行うものであります。

改正の主な内容は、若年層部分を除き、40歳代以上の給料月額を平均0.2%減額する給料表の改定と現給保障額の減額を平成23年12月から現行より100分の0.49引き下げるもので、これに伴う本年4月から11月までの較差相当

分を本年12月の期末手当で減額調整するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第49号

篠栗町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生常任委員長（後藤百合子君） 報告いたします。

議案第49号

篠栗町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、人事院勧告に基づくもので、篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う条例の改正であります。

改正の内容は、水道事業企業職員の給与等については一般職の職員に準じることから、一般職と同様に、若年層部分を除き、40歳代以上の給料月額を平均0.2%減額する給料表の改定と現給保障額の減額を平成23年12月から現行より100分の0.49引き下げるもので、これに伴う本年4月から11月までの較差相当

分を本年12月の期末手当で減額調整するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第50号

平成23年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について
を議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、予算審査特別委員長の報告を求めます。

阿部委員長。

○予算審査特別委員長（阿部寛治君） 報告いたします。

議案第50号

平成23年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について

本議案は、既定の額に歳入歳出それぞれ934万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億2327万9000円とするものであります。

歳出につきましては、衛生費において、施設整備事業費934万5000円を補正するものであります。

歳入につきましては、地方交付税74万5000円、町債860万円を補正するものであります。

地方債の補正は、地域活性化事業債を1660万円増額し、9700万円に変更

するものです。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当特別委員会において、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございますか。はい、討論ございますので、まず反対の方からまいります。

反対討論ございますか。4番、横山久義議員。

○議員（横山久義君） 議席番号4番、横山でございます。私は本議案に反対の立場で意見を申し上げます。

本補正予算に計上された総合保健福祉センターの工事請負費の934万5000円はバイオマスボイラー建設費が既決予算の9030万円に大幅な不足が生じたための追加工事費であります。工事費の大幅な増加の原因には理解できるものはあるものの、見積り金額と設計金額との間に2000万円以上の差が生じることに疑問を感じます。

調べると、この工事の設計、積算を請け負った設計事務所は設計士が一人しか存在しない町内のN設計事務所であり、しかも契約書や建築士法で義務付けられた実際に建築、電気、機械や積算業務に携わった設計士の承認願の提出もなかったとのこと。さらに打ち合わせでも存在しておりません。

つまり、誰が設計し、積算したかも分からないものを根拠にした、追加工事費を認めるようにと言われても、到底認められるものではありません。私は町長に対し、誰が設計したか定かでない工事は一時中断し、設計、積算に従事した設計士を特定するなど、設計業務全般の実態を明らかにするよう、強く要望しましたが、残念ながら聞き入れてはもらえませんでした。したがって、町民の皆様にも、現在、町でこのようなことが行われていることを知らせるためにも、この議案に反対をいたします。以上です。

○議長（今泉正敏君） 次に賛成討論ございますか。

次に反対討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は、すべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成23年第5回篠栗町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時16分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

篠栗町議会議員

荒牧 泰範

篠栗町議会議員

村瀬 敬太郎
